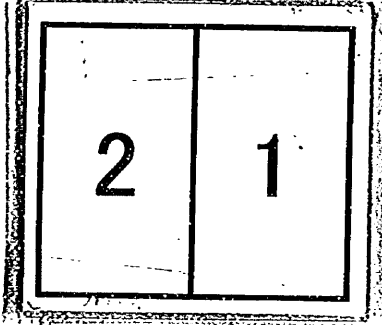


分割撮影ターゲット

<p>分割した 部分の 撮影順序</p>	
<p>分割撮影 した理由</p>	<p>A 3 版 以 上 の た め</p>
<p>上記のとおり分割撮影した事を証明する。</p>	

群啓陳者來口口口口

前十時三十分富士船長

及副艦長之五人被在

係和入通達方口口口

取計相成度以般申入

也

明治三十四年十月廿四日

法方守備隊長

0271 0270

取計相成度以段申入

也

明治三十年十月廿四日

法方寺侍從長

西郷海軍大臣殿

進于艦長拜謁之節

軍艦繪圖等指示致

様古添達有、此、也

軍務局

出羽
軍事課

主事



校合

淨寫

年月日

主務

土月廿日

發付

河

立案者

大臣



次官



人事課長



主任課僚



案

其般乘員士官以上甲ノ部ハ来ル二十九日午
前十時三十分乙ノ部ハ来ル三十日午十時三十分
ニ拜迎被仰付候旨ハ管内大臣ヨリ申越
候条右時刻二十分前管内ニ可也

官務第四一三

0272

海軍

明治三十年十一月二十五日

大臣

富士艦長宛

0273

人事課

二台分號

海軍大佐三浦功以下英國三於ノ製造ノ軍艦
 富士回航委負トシテ曩ニ同國へ出張ノ際去
 月三十一日歸朝ニ付甲乙ニ區分ニ別日ニ拜謁ノ
 儀照會之趣遂奏聞候処甲ノ部ハ來ル二十九日
 午前十時三十分乙ノ部ハ來ル三十日午前十時三十分
 孰レモ拜謁被仰付候旨御沙汰ニ條時刻
 二十分前參内ノ様沛達可有之此般申入也
 明治三十年十月廿六日

宮内大臣伯爵土方久元

海軍大臣伯爵西郷從道殿

皇第... 四四二一號

三

官房第四四一號

主事



淨寫

校合

發付局

十月九日

年月日 主務

立案者

大臣



次官



人事課



主任課僚



案

英國に於て、製造軍艦官士回航委員トシテ、且兼之
全國、出張し去月辛酉、歸航、正午、三浦、津、大代
以下、甲乙二區分、別日、持帰、被仰付、様、矣
法、素、也、今、付、及、及、今、也

臣

重

0276

人事部長

軍務局長

富士弟七(七十年)

軍事課

拝謁美賢所巻拜被仰付度義旨上申

甲ノ部以下は松ヶ橋園主正合新

海軍大佐 三浦 功

海軍機関大監 山本安次郎

海軍艦大監 水村 壯 次

海軍少佐 坂本 一

海軍少佐 岩本 耕作

海軍大尉 但馬 惟孝

海軍大機関士 富岡 延次郎

海軍大機関士 瀬戸 菊次郎

海軍大主計 鳥山 頼二

海軍少尉 加藤 寛治

家

資

0278

海軍少尉 中島資用

海軍少機関士 吉松稜威磨

右軍艦富士回航 承負トシテ 英國ヲ 帰朝、付 拜謁被仰自度

乙ノ部 空官川橋園士區公新

海軍少佐 齋藤 實

海軍少佐 津田三郎

海軍少監 桑原莊吉

海軍大尉 野間口兼雄

海軍大機関士 兼 常猪三

海軍大主計 山田昌壽

海軍少尉 吉岡範策

海軍少尉 齋藤七五郎

海軍少機関士 宮川邦基

右軍艦富士回航 承負トシテ 英國ヲ 帰朝、付 拜謁被仰自度

0279

但し官川少機周吉本邦出發之際シ父ノ喪ニ丁リ拜謁ス賢所參拜仰付之ガレ
、自右御舎ヲ以テ可然御取計相成度

甲ノ部

海軍上等兵曹

鈴木由次郎

左ノ部

左ノ部

鎌田豊吉

右軍艦富士田航委負附トシテ英因ヲ歸朝ニ付賢所參拜被仰付度

右艦隊中隊隊長等即進令新
但し甲ノ部

海軍一等兵曹

柴山延次郎

左ノ部

網島松五郎

左ノ部

西原品太郎

左ノ部

久保平吉

左ノ部

西田彦太郎

海軍中隊隊長兵曹

本場聲

海軍中隊近手

田谷光藏

海軍中隊隊長兵曹

加藤市太郎

海軍一等機附奮	村田又吉
左人	北原儀市
左人	田中泉太郎
左人	武生伴之吉
海軍一等看護手	山田詮吉
海軍二等兵曹	中村勇吉
左人	池邊伍市郎
左人	藤田七太郎
海軍一等機附奮	實村壽吉
左人	高橋竹之助
左人	車長清
左人	三輪為藏
海軍二等鍛冶手	田中利三郎

0281

右 河 西 陸 太 郎	右 東 富 吉	右 安 田 春 吉	右 香 川 和 太 郎	右 田 畑 正 次 郎	右 白 坂 竜 之 助	右 赤 益 米 藏	右 羽 月 仲 之 進	海軍三等海軍曹長 右 古 賀 豊 次	右 中 島 道 三 郎	右 原 興 三	海軍三等海軍曹長 右 八 木 富 三 郎	海軍三等海軍曹長 右 鈴 木 正 之 助
----------------------------	------------------	-----------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------	----------------------------	-----------------------------------	----------------------------	------------------	--	--

0282

左令

荒木嘉太郎

左令

酒井弥六

左令

大島廣太郎

右軍艦宿士面航委員附トシ英國ヲ帰朝音賢所奉拜被仰自度

右及上申候也

明治三十年十月三十一日

元軍艦宿士面航委員長海軍大佐三浦



軍務局長山本權兵衛殿

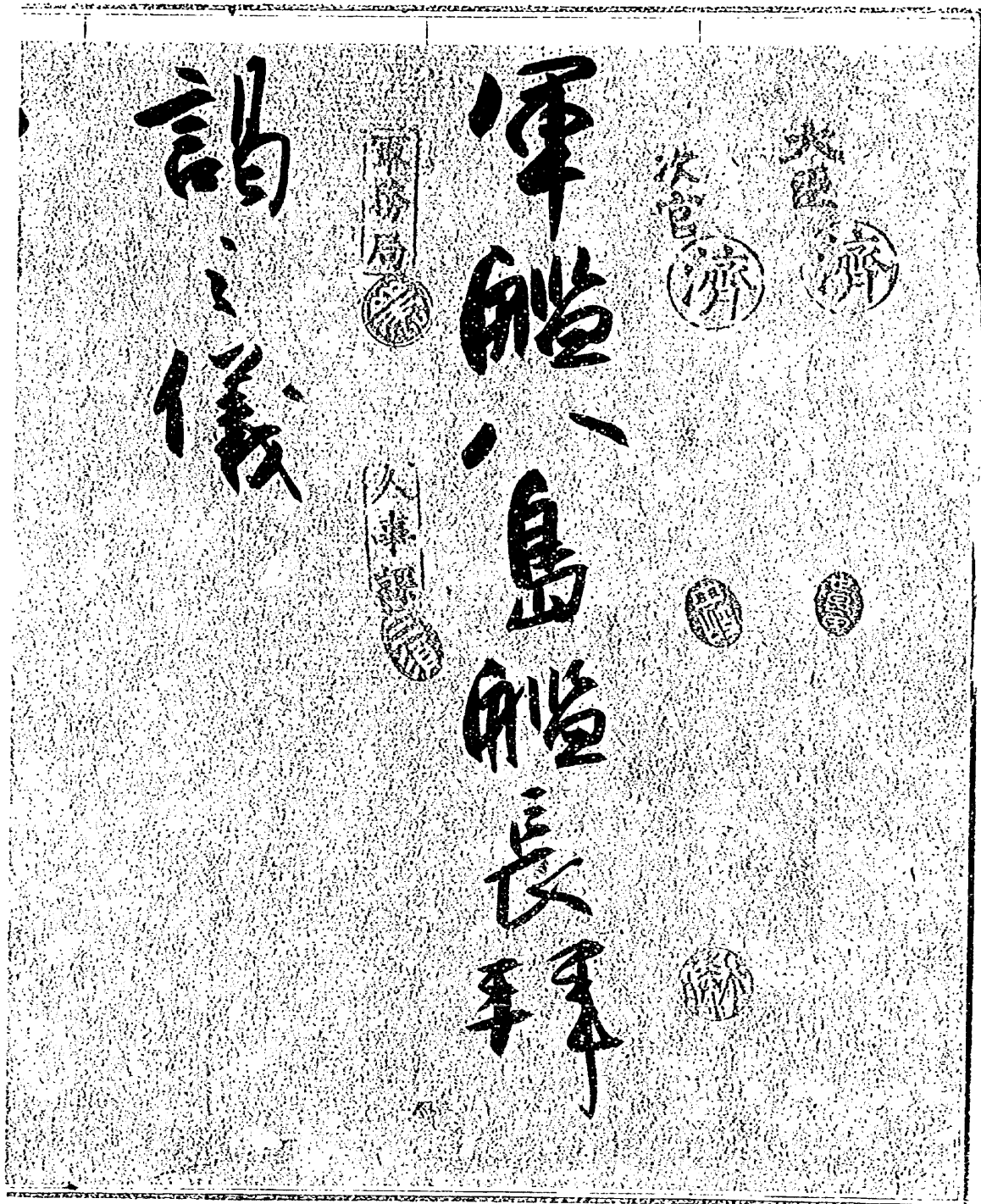
海軍

三浦人壽長殿

三浦高士副長

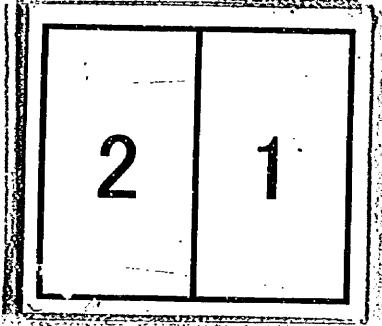
持後口條者津國史書三古
白衣者神戶道日福舞身申楚候者
日了方方中云為念舞あ律老
三十二上月廿七

0288



0290

分割撮影ターゲット

分割した 部分の 撮影順序	
分割撮影 した理由	A 3 版 以 上 の た め
上記のとおり分割撮影した事を証明する。	

御内意相伺申上

度、船長一尾申上

可被 仰付 思上

有、順日時、儀上

進、治定、心、儀上

此、世、以、申、上、儀上

申上

申上

治定、心、儀上

0292 . 0291

天正十一年

海軍軍人(海軍)

海軍軍人(海軍)

海軍軍人(海軍)

海軍軍人(海軍)

海軍軍人(海軍)

海軍軍人(海軍)

海軍軍人(海軍)

海軍軍人

手紙

主事



浄寫

校合

發付

済

五月九日

年月日

主務

立案者

大臣



次官



人事課



主任課長



電粘案

其艦乗多士官以上甲ノ部ハ來ル五日午前十時三十分
乙ノ部ハ來ル十三日午時刻 持湯被 作付
時刻二十分前迄内ス可也
明治三十四年五月九日

毎

日

0293

